

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年5月31日

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 後藤清喜

（別紙）

第1 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 後藤清喜

第2 監査の概要

(1) 監査執行期日及び対象施設等

| 執行期日 | 対象施設 | 説明者等 | 立会者 |
|---------------|--------|------------|-------------------|
| 令和元年 5月10日 | 戸倉小学校 | 校長、教頭、事務職員 | 教育総務課長、総務管理係職員 |
| | 志津川小学校 | 校長、教頭、事務職員 | 教育総務課長、総務管理係職員 |
| | 志津川中学校 | 校長、事務職員 | 教育総務課長、総務管理係職員 |
| | 入谷小学校 | 校長、教頭、事務職員 | 教育総務課長、総務管理係職員 |
| 令和元年 5月13日 | 志津川保育所 | 所長、主任 | 保健福祉課子育て支援係長、同係職員 |
| | 戸倉保育所 | 所長、主任 | 保健福祉課子育て支援係長、同係職員 |

(2) 監査の対象とした事項

学校、保育所における施設管理、備品管理の状況

(3) 監査の実施方法

監査委員監査

- ア 学校長、保育所長等から施設経営状況について聴取した。
- イ 所管課職員から施設整備状況について聴取した。
- ウ 学校、保育所の施設管理、備品管理の状況等について、施設内を巡回して確認した。

(4) 監査の着眼点

施設管理、備品管理は、適正に行われているか。

第3 監査の結果

監査対象とした学校、保育所における施設管理、備品管理については、適正になされているものと認められた。

第4 結び

今回の監査においては、各対象施設における施設管理、備品管理の状況確認を主眼として実施したものである。

全般的には、監査の結果に記載のとおり、適正な施設管理、備品管理がなされているものと認められた。

今後も、安全性を考慮した施設及び備品の適正な維持管理に、一層意を用いられることを望み、結びとする。